28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得										別表六の二		
個別所得金額がない場合は0) 円 (個別所得金額がない場合は0)					総書	総調整前連結税額基準額 (24)×-20 (20) (20) (29)					F	二二
調整前連結税額の個別帰属額					総調整前連結科				残額	30		d
(24) × (1) 2   取得価額の合計額3			各	前	機 平平 (各連結) 税 社 平		並	: 法人の(50の①)の	(信合(	31		平二十
(別表六の二(十二)付表「8」の合計) <sup>3</sup> 同上のうち建物及びその 4			連結	Hu	落百	結事	平::			32		十四四
41欄 附属設備の取得価額の合計額 4				期	除可	業年	平立。			33		
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除					額度平平			ま人の(50の④)の合計)		34		
がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の				繰	合 (各連結為 )			計		35		 
①租税特別措置法の条項欄に、 「平成24年旧効力措置法第68条の14第3項」					調	連 (別表六		: : :の二(十七) 「45の②」)		36		
又は 「平成24年旧措置法第42条の10第3項」				越			平 · ·			37		連結事業年度分
②区分番号に、「10085」			額		連結税額契		業 :		38			→ 年 市
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)41欄の金額 (円単位)				分	+22	度	平平	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç	39		分分
を記載してください			計		成額		合	<u>v)_(  L)                                   </u>		10		
に   当期分	の 特 別 控 除 額(9)-(10)	11			当期	分		控除額の合 (40)	計額	11		1
繰越税領	質控除限度超過額 ((49)の計)	12		法	人税额	額の		空除額の合	計額	12		7
前湯整	前連結税額基準額 (30)×(1) (23)	13					業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	1 = 791		翌期繰越額 (43) - (44)	ĺ
	帰属額基準額	14	一各	取	又は事業年度		業年度 ——	1-111111111111		4 円	45	_
期   額	額 個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14) - (9)) 15			得	平 平 ・ ・ ・		•			1.1	外尸	]
準				に係	本 · ·						外	
				る	平・・・		•				外	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した 場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、 適用額明細書の			にお	t	当 期 分 合 計			(5)	(9)		外	
			7,0	の			• /•					
①租税特別措置法の条項欄に、			る 翌	IJ			業年度	前期繰越額	当期可能	控除	翌期繰越額 (46) - (47)	Ĩ
「平成24年旧効力措置法第68条の14第2項」 又は			期	ĺ		事:	業年度	46	4'		48	
「平成24年旧措置法第42条の10第2項」 ②区分番号に、「10084」			繰越	スに	平平平	•	•	1.1	外	1 1	外	
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額				係る	平平平	•	•		外		外	
(円単位) を記載してください			額	もの	平平	•	•		外		外	
お   機越税額控除限度超過額を有する						青		前期繰越額	当期	が [全	翌期繰越額	i i
法   各連結法人の個別所得金額の合計額   23		限		連結事業年度 又は事業年度			又は当期税額 控除限度額 49		額等	(49) — (50) 51	-	
人 調整前連結税額 (別表ーの二(一)「2」、別表一の二 24 の (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)			度超	合	平:: ①		1	円	-	円	01	
合計 当 総調整前連結税額基準額 (24)× 20 (100) 25   期 当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計) 26		過		平平平			外外			外		
		額 の		卒	平 平 平 : ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		外外			外	-	
の取調整前週	互結税額超過構成額 「結税額超過構成額	27	計	計	平	き き	.   _		(17)			-
第 当期公の	の二(十七)「49の②」) 特別控除額の合計額		算	Н	当	其	月 分	(5)	(9)		外	
	(26) — (27)	28			合		計					J